

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

教育局	( 20 年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>&lt;第2テーマ&gt;職員派遣に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>1 職務専念義務の免除 (財) 仙台ひと・まち交流財団</p> <p>(2) 適用上の不備</p> <p>[1] 市民センター (中央市民センターのセンター長，センター次長，担当職員及び各区中央市民センター（4箇所）のセンター長，担当職員（合計43名）)</p> <p>当該兼務の内容は市の職務と一定の関連性は認められるものの，本来的に市の職務ではないため，「職務命令による兼派遣」に市の職務と同一視できる等の特段の事情が認められるかどうかの問題となる。</p> <p>この点につき，本件はいずれも指定管理者の業務に係るものであるが，施設の管理に関する権限を指定管理者に委任するという指定管理者制度の趣旨を鑑みれば，指定管理者の業務まで市の職務と同一視できる等の特段の事情があるといえるか疑問である。</p> <p>当該職員は兼務であるとはいえ指定管理者の業務にも従事していることから，市の職務に従事していない勤務時間が発生していると認められるため，当該業務従事について職務専念義務の免除適用に不備が生じている。</p>	<p>指摘された職務専念義務免除の適用上の不備については，平成23年5月1日付けで，中央市民センター長，センター次長兼事業係長，管理係長に公益財団法人仙台ひと・まち交流財団への兼業許可及び同財団業務従事時の職務専念義務免除を行い，あわせて中央市民センターに勤務する担当職員の同財団への派遣を解除し，同財団の業務は行わないことにより解消した。</p> <p>また，各区中央市民センターについては，平成23年5月1日付けで市長部局（各区役所）に移管となったため，市長部局（人事課）で中央市民センターと同様の対応を取っている。</p>	